

○「コンプライアンス委員会規程」の一部改正

【改正理由】

「スポーツ庁セルフチェックリストへの対応状況（2024年12月末日現在）」では外部有識者で構成される「外部調査委員会」を設置する場合は、外部有識者をコンプライアンス委員会で審議し選定するという対応になっています。

コンプライアンス委員会規程は、この対応内容を反映していなかったため、3月開催連盟理事会に付議し改正を行いました。

- 原則 11－13 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成しているか。（NFコード）

対応内容 ➡外部調査委員会を設置する場合には、必要に応じて外部有識者を中心に構成

- 原則 11－14 第三者を委員とする調査委員会を設置する場合には、当該委員の選定プロセスについても十分に配慮し、委員が組織委員会等に対して独立性・中立性・専門性を有する者であることについて、合理的な説明をする責任を果たしているか。

対応内容 ➡外部調査委員会が外部有識者で構成される場合は、外部有識者の選定についてコンプライアンス委員会において審議

【コンプライアンス委員会規程】

改正前	改正後
<p>(審議事項)</p> <p>第5条 本委員会は、次に掲げる事項及び運営委員会から諮問された事項を審議し、運営委員会に意見を具申するものとする。</p> <p>①コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスク把握等に関する事項</p> <p>②コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項</p> <p>③運営委員会運営委員及び運営委員会事務局職員の倫理規程、その他諸規程の違反などコンプライアンス違反への情報収集及び対応に関する事項</p> <p>④不祥事発生時の事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言に関する</p>	<p>(審議事項)</p> <p>第5条 本委員会は、次に掲げる事項及び運営委員会から諮問された事項を審議し、運営委員会に意見を具申するものとする。</p> <p>①コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスク把握等に関する事項</p> <p>②コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項</p> <p>③運営委員会運営委員及び運営委員会事務局職員の倫理規程、その他諸規程の違反などコンプライアンス違反への情報収集及び対応に関する事項</p> <p>④不祥事発生時の事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言に関する</p>

<p>事項</p> <p>⑤不祥事端緒認識時の事実調査及び原因究明に関する事項</p> <p>⑥その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、2023（令和5）年5月1日から施行する。</p> <p>2 この規程は、2024（令和6）年3月9日に改正する。</p>	<p>事項</p> <p>⑤不祥事端緒認識時の事実調査及び原因究明に関する事項</p> <p><u>⑥事実調査のために外部調査委員会を設ける場合、外部有識者選定に関する事項</u></p> <p><u>⑦その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項</u></p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、2023（令和5）年5月1日から施行する。</p> <p>2 この規程は、2024（令和6）年3月9日に改正する。</p> <p><u>3 この規程は、2025（令和7）年3月8日に改正する。</u></p>
--	---